

議案第 89 号

指定管理者の指定について（加西市都市公園）

次の者を加西市都市公園の指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 1 日提出

加西市長 西 村 和 平

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

| 都市公園の名称 | 所 在 地 |
|-----------|------------------------|
| 丸山総合公園 | 加西市北条町西高室 591 番地の 15 |
| ハイツ第 1 公園 | 加西市北条町古坂 1 丁目 23 番地の 1 |
| ハイツ第 2 公園 | 加西市北条町古坂 1 丁目 176 番地 |
| さつき公園 | 加西市北条町古坂 3 丁目 42 番地 |
| 朝妻公園 | 加西市朝妻町 1144 番地の 2 |
| 曾根公園 | 加西市北条町北条 452 番地の 2 |
| 吉本公園 | 加西市北条町古坂 1419 番地 |
| 網引公園 | 加西市網引町 2001 番地の 15 |
| 常吉ふれあい公園 | 加西市常吉町 647 番地の 16 |
| 井ノ岡公園 | 加西市北条町栗田 728 番地 |
| 大坪公園 | 加西市北条町横尾 1303 番地 |
| 網引緑地 | 加西市網引町 2001 番地の 18 |

2 指定管理者

姫路市花田町一本松字牛塚 1 番地の 1

神姫バスグループ共同事業体

代表団体 株式会社 ホープ

3 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(審議資料)

加西市都市公園の指定管理者の指定につき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるもの

1 指定管理者及び指定期間

| 管理を行わせる施設 | 指定管理者 | 指定期間 |
|-----------|--------------------------------|--|
| 丸山総合公園 | 神姫バスグループ共同事業体 代表団体 株式会社 ホープ | 3年 (平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日) |
| ハイツ第 1 公園 | | |
| ハイツ第 2 公園 | | |
| さつき公園 | | |
| 朝妻公園 | | |
| 曾根公園 | | |
| 吉本公園 | | |
| 網引公園 | | |
| 常吉ふれあい公園 | | |
| 井ノ岡公園 | | |
| 大坪公園 | | |
| 網引緑地 | | |

- 2 所在地 姫路市花田町一本松字牛塚 1 番地の 1
- 3 会社の概要 経営受託事業、自家用自動車管理事業、介護事業
- 4 設立年月日 昭和 59 年 1 月 27 日
- 5 資本金 5,000 万円
- 6 職員数 役員 6 名、従業員 788 名
- 7 指定管理実績 神河町 (グリーンエコー笠形)、明石市 (石ヶ谷公園・明石中央体育会館、明石海浜公園・魚住北公園)、姫路市 (自然観察の森及び桜山公園)、赤穂市 (赤穂市立野外活動センター)、宍粟市 (スポニックパーク一宮) 等

8 審査結果

| 審査項目 | 配点 | 神姫バスグループ共同事業体 | 団体 A2 |
|----------------------------|-------|---------------|-------|
| 1 施設設置目的の達成について | 60 点 | 48 | 39 |
| 2 市民の平等利用の確保と市民サービスの向上について | 60 点 | 42 | 42 |
| 3 施設の効用の最大化と管理経費の縮減について | 60 点 | 36 | 33 |
| 4 施設の維持管理について | 60 点 | 42 | 36 |
| 5 施設の管理運営する組織体制について | 60 点 | 39 | 39 |
| 6 自主事業について | 60 点 | 42 | 44 |
| 7 提案金額の比較について | 180 点 | 144.6 | 159.0 |
| 8 その他 | 60 点 | 39 | 36 |
| 合計 | 600 点 | 432.6 | 428.0 |
| 平均 | 100 点 | 72.1 | 71.3 |

- 9 指定管理料 48,593,000 円 (3 年間: 限度額)